

## 長期優良住宅建築等計画等 書類チェックリスト

### 【新築一戸建て 長期使用構造等の事前審査あり】

(提出する書類について、□に「✓」を付けてください。)

#### 部数

- 正1部・副1部

#### 宛名

- 茨城県知事

#### 計画地

- 計画地が特定行政庁となっている市（水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市）は対象外

#### 手数料

- 収入証紙（正本の認定申請書第一面に貼付）  電子納付

#### 添付図書

- 認定申請書（省令第1号様式又は省令第1の2号様式又は省令第1の3号様式）  
**※認定申請書を提出する前に着工した場合は、認定できません。**
- 確認書の写し（事前に技術的審査を受けた場合）  
又は  
設計住宅性能評価書の写し  
（長期使用構造等である旨が記載された設計住宅性能評価書を活用する場合）
- 委任状（申請手続きを他者に委任する場合に必要）  
**※押印しない場合、委任者及び代理者の電話番号を記載**
- 居住環境チェックシート（県様式）
- 居住環境基準に適合していることを証する書類（地区計画適合書の写し等）
- 建築確認済証の写し（建築確認済証の交付がない場合は建築工事届の写し）
- 維持保全計画書
- 添付図書（確認書又は住宅性能評価書の写しを添付する場合）
- 付近見取図
  - 配置図
  - 各階平面図
  - 床面積求積図（階段部分の面積算定根拠の記載のあるもの）
  - 二面以上の立面図
  - 断面図又は矩形図

※上記以外の図書は添付しないで下さい。

**添付している場合、受付時に返却させていただきます。**

**ご連絡先** ご担当者名及び電話番号をご記入ください。

(電話 )